

定 款

第 13 期

自 2018 年（平成 30 年）5 月 1 日

至 2019 年（平成 31 年）4 月 30 日

ウエストグリーンネット（WGN）

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、ウエストグリーンネット（WGN：以下協会）という。

(事務所)

第2条 この協会は、主たる事務所を広島市中区光南5丁目3番19号まるせビルに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この協会は企業・市民・地域社会等全ての廃棄物排出者と廃棄物処理事業者が一体となったネットワークであり、本ネットワークから得られる精度の高い情報をもとに循環型社会構築を推進するものである。

(事業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本協会及び本協会員を社会・排出者に対し周知啓発・広報活動
- (2) 本協会員が需要するマッチングビジネス・知識取得・普及啓発活動
- (3) 本協会員の事業に関する経営及び技術の改善向上に関する教育及び情報の提供
- (4) 本協会員のためにする福利厚生事業
- (5) 前各号に付帯する事業
- (6) その他、本協会の目的を達成する為に必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この協会の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員（廃棄物処理事業者・リサイクル事業者会員）
この協会の目的に賛同し、且つ第6条の条件を備えて入会した個人及び団体
- (2) 正会員（コンサル・金融機関・大手排出者等廃棄物処理事業者サポート会員）
この協会の目的に賛同し、且つ第6条の条件を備えて入会した個人及び団体
- (3) 学術・市民会員
この協会の事業を賛助するために入会した学術機関に従事する個人及び団体
- (4) 賛助会員 この協会の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第6条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

1 この協会の趣旨及び目的に賛同し以下の条件を満たし事業に協力できるものであること
(廃棄物処理事業者会員)

- ①一般廃棄物又は産業廃棄物処理業を行う事業者で有り、以下で述べる3つの要因を満たす事環境に配慮した経営を遂行している事（ISO14001 又はE A21 が取得済で有る事）
- ②過去5年間に法令違法等による不利益処分を受けて無い事（遵法性：誓約書証明）
- ③工場内見学、HPでのカメラによる工場内公開、その他行政官庁及び排出者に求められた事業に係る書面等の公開が行われる事（公開性：誓約書証明）

(廃棄物処理事業者サポート会員)

環境関連事業実績を所有するもの(報告書:誓約書証明)

- 2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出して申し込むものとする
- 3 理事長は、前項の入会申し込みがあったときは、そのものが第1項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない
(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

1. 会費納入期限
2. 年度途中入会の処理方法

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2ヶ月以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上12名以下
- (2) 会計監査 1人

2 理事のうち、1人を理事長、5人を副理事長とする

(選任)

第13条 理事及び会計監査は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は理事の互選とする

(職務)

第14条 理事長は、この協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業

務を執行する

(任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない

(欠員補充)

第16条 理事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(経費等)

第18条 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

2 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める

第19条 この協会には、事務局を置く。

2 事務局長は理事会の決議を経て理事長が任免する

3 事務局の組織および運営に関し必要な事項は理事会において定める

第20条 この協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の推薦により、理事長が委嘱する事とし、通年にわたり、この協会の第4条に掲げる事業の企画、運営に関し参画し専門アドバイスをこなう

第5章 総会

(種別)

第21条 この協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併・改組

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項
(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
(招集)

第25条 総会は、前条第2項を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも30日前までに通知しなければならない
(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる
(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 行政よりの補助事業遂行等の新たな義務の負担及び権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条(2)の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも30日前までに通知しなければならない

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない

第7章 委員会

第39条 (企画運営委員会)

- (1) この協会の企画・運営機能を果たす為、5名以上の企画運営委員会を設置する。
- (2) 企画運営委員会は年間2回以上の定例的開催とする。
- (3) 企画運営委員は自薦及び他薦にて理事会において決定し、そのうち1名以上は中小企業法で定める中小企業者とする。
- (4) 企画運営委員会は次に挙げる職務を行う。
 - ①この協会の運営に関する企画並びにその実施。
 - ②運営計画の進捗状況の検証及び提案。
 - ③次条に示す専門部会設置に関する手続き及びその進捗状況の検証及び提案。
 - ④前条項において理事会に報告し、意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

2 (専門部会)

- (1) この協会における特定テーマを検討し、任意の研究を促進する為、テーマ別専門部会を設置できるものとする。
- (2) 専門部会は企画運営委員会が公募し、この協会の会員であれば自由に参加できるものとする。
- (3) 専門部会の運営は、当該テーマの部会独自に活動するものとし、部会目的、運営体制、その進捗状況については企画運営委員会に報告しなければならない。
- (4) 専門部会は目的別の有期限活動であり、進捗状況によって、発展的に本協会から独立して活動を拡大することを妨げない。
- (5) 企画運営委員会は前2項に関し、理事会に報告し、承認を受けなければならない。

第8章 会計

(会計の原則)

第40条 この協会の会計は、NPO法第27条各号に掲げる原則に準じて行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この協会の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、会計監査の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする

(事業年度)

第46条 この協会の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

第9章 雑則

(細則)

(慶弔)

第47条 本協会は本協会内の慶弔に関し以下の様に定める。

(1) 対象会員 この規定は休会中ではない正会員、賛助会員の理事及び委員に限り適用される。

(2) 届け出 本協会理事長宛とし、事務局に届ける。

(3) 対象慶弔は以下規定額を最高額として定め、相当する金券・記念品・供花・弔電等で本協会の意を表す。

①結婚祝い金	本人	正会員 10,000 円	賛助会員 7,000 円
②お見舞い金	本人 (14 日以上入院)	正会員 10,000 円	賛助会員 7,000 円
③弔慰	本人	正会員 10,000 円	賛助会員 7,000 円

(4) その他、特別な慶弔事案の届け出があった時は、その都度、理事長、理事会、関係会員、事務局で協議し決める。

第48条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

2 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は理事会で定める

3 他団体及び組織に参加する場合は理事会の承認事項とする

附則

1 この定款は、本協会の成立の日から施行する。

2 この協会の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年6月30日までとする

3 この協会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする

4 この協会の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年6月30日までとする

5 この協会の設立当初の会費は、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする

(1) 正会員 団体 年会費 70,000 円

①定款第6条の要件を満たした廃棄物処理事業者・リサイクル事業者会員

②コンサル・金融機関・大手排出者等の廃棄物処理事業者をサポートする会員

(2) 賛助会員 団体 年会費 50,000 円

この協会の事業を賛助するために入会した営利事業を営む個人及び団体

(3) 学術会員 年会費 無料

この協会の事業を賛助するために入会した学術機関に従事する個人及び団体

(4) 市民会員 年会費 2,000 円

この協会の事業を賛助するために入会した(個人、営利事業者で設立後、間が無く事業が未だ採算ベースに乗っていない個人及び団体)

(5) 非営利会員 団体 年会費 10,000 円

この協会の事業を賛助するために入会した NPO 等非営利団体

但し上期終了後の入会の年会費は半額とする

6 この協会の第 13 期の役員は、次に掲げる者とする

1	理事長(理事)	平尾隆行(中電技術コンサルtant(株) 部長)	(重任)	2018~2020
2	副理事長(理事)	塩田定一(株)富士クリーン 常務取締役)	(重任)	〃
3	副理事長(理事)	西川雄二(株)西日本アチーブメント 執行役員 部長)	(重任)	〃
4	副理事長(理事)	川本文吾(中国特殊(株) 部長)	(重任)	〃
5	副理事長(理事)	多田光昇(株)リソースズ 部長)	(重任)	〃
6	副理事長(理事)	杉村恒俊(株)トクヤマ資源リサイクル営業 G 主席)	(重任)	〃
7	理事	田中孝彦(太平洋セメント(株) 支店長)	(重任)	〃
8	理事	木山通宏(株)クリエイティブ 代表取締役)	(重任)	〃
9	理事	三木孝彦(三木鋼業(株) 専務取締役)	(重任)	〃
10	理事	豊嶋泰行(ダイオーエンジニアリング(株)取締役営業部長)	(重任)	〃
11	理事	上村誠紀(株)かみむら 代表取締役)	(重任)	〃
12	—	—	—	—
1	監事(会計監査)	小川勲(株)オガワエコノス 代表取締役会長)		〃

2018 年(平成 30 年)5 月 1 日
ウエストグリーンネット(WGN)
理事長印